

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県春日部市南中曽根684番地2

氏 名 有限会社ノーマネット  
取締役 要田寿治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 4年11月17日  
許可の有効期限 令和 9年11月16日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、
- ⑤特) 廃PCB等、⑥特) PCB汚染物、⑦特) PCB処理物、⑧特) 廃水銀等、
- ⑨特) 廃石綿等、⑩特) 燃え殻、⑪特) 汚泥、⑫特) 廃油、⑬特) 廃酸、⑭特) 廃アルカリ、
- ⑮特) 鉱さい、⑯特) ばいじん（以上16種類）

※⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

※⑤、⑥及び⑦については、低濃度PCB廃棄物に限る。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

令和 4年11月17日 新規許可

## 4 積替え許可の有無

有・ 無

## 5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

**産廃情報ネット公開用許可証**  
**無断転用禁止**



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アキル水銀化合物		○		○	○	○	○	-
有機水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		○		◎	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエレン		○	○	○	○			
テトラクロロエレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チクロム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジチオキサン		○	○	○	○		○	
ゲイチン類	○	○		○	○		○	-

産廃情報ネット公開用許可証

無断転用禁止